

太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例における設置禁止区域への 設置許可申請に係るよくある質問とその回答

太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（以下「太陽光条例」という。）では、土砂災害の発生するおそれが特に高い区域について、太陽光発電施設の設置を原則禁止しています。

設置禁止区域に例外的に設置する場合は、知事による許可が必要であり、許可にあたっては、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年7月5日告示第319号。以下「許可基準」という。）を満たす必要があります。

この設置禁止区域への設置許可申請に関し、これまで県に寄せられたよくある質問とその回答は次のとおりですので、参考としてください。

※ 記載は令和7年3月現在のもの。更新は適宜実施予定。

問1 設置する太陽光発電施設が安全である（許可基準を満たす。）ことについては、設置者が、根拠を示して説明を行う必要があるのか。

答1 設置禁止区域は、既存法令により土砂災害のおそれが特に高い区域を指定しており、県民の安心・安全確保の観点から、太陽光発電施設の設置を禁止しています。

当該区域へ例外的に設置しようとする太陽光発電施設の安全性には問題がない（許可基準を満たす。）という説明は、設置者がその根拠を示して説明する必要があります。

問2 許可基準を満たすため「〇〇対策工事をする」といった方法を、県があらかじめ示すことはないのか。

答2 設置禁止区域への設置はあくまで例外であり、原則禁止です。ただし、安全性に問題がない（許可基準を満たす。）と設置者が自ら根拠をもって申請し、それが認められる場合に限り設置許可がなされることとなります。

原則禁止であること、また区域ごとの個別の事情により安全性確保の方法は異なることから、安全性に問題がないことの挙証は設置者に求めているところです。

挙証については、対策工事等により安全性に問題がない状態となると主張するだけではならず、設置者がその旨を合理的根拠をもって示すことが必要であり、それが認められない限り、許可基準を満たすことにはなりません。

なお、許可基準を満たすために必要と考えられる技術的内容を具体的に示した『設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準』ガイドラインを県ホームページに公開していますので、参考としてください。ただし、

設置許可の判断は、当該設置禁止区域の土地の形状や形質、勾配など個別の事情に応じて個々に判断する必要があることから、太陽光発電施設ごとの一件審査を基本とするため、ガイドラインで示す技術的内容を満たしたからといって、それをもって許可基準を満たし、設置が許可されるというものではありませんのでご承知おきください。

問 3 発電出力 50 kW以下の小規模な施設の設置を考えており、開発区域面積もごくわずかだ。このような場合であっても、メガソーラーのような大規模な開発と区別なく、コンサルタント業者に委託するなどの方法により、全ての申請に必要な書類を揃えないといけないのか。

答 3 設置禁止区域への設置は、出力規模に関わらず禁止しており、許可申請にあたっては、申請に必要な書類を全て提出していただく必要があります。

提出を義務付けている書類はもちろんのこと、安全性の根拠等を示した書類等の記載が十分でない場合は、許可基準を満たしていると判断できないことになります。

問 4 許可申請書（様式第 1 号）の別紙 3（条例第 5 条第 2 項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容）について、説明の根拠となる資料等があれば添付することとなっているが、許可申請書の提出後に追加で提出することは可能か。

答 4 許可基準を満たしているかどうかについて、申請後に資料の内容確認や疑問点の照会等を行うことが想定され、そうしたやり取りが続いている間に限り、追加資料を提出することも可能です。

ただし、追加資料の提出により審査に時間を要することになる他、提出時期によっては対応不可となる場合もあることをご承知おきください。

問 5 許可申請書に添付する書類に「10 その他知事が必要と認める書類」があり、その例として太陽光発電施設の安定計算書が上げられているが、安定計算書の提出は必須なのか。

また、安定計算書による安全率は、どの程度の数値になる必要があるのか。

答 5 傾斜度が 20 度以上でかつ斜面の下端と上端の高低差が 5 m 以上の斜面（切土、盛土及び自然斜面）に太陽光発電施設を設置する場合は、高低差が最大となる斜面で土質区分及び斜面形態ごとにそれぞれ 1 箇所以上を抽出し、修正フェレニウス法によって安定性の検討を行い、算式により求めた安全率が 1.2 以上を満たす必要があると考えています。

なお、土質定数は、土質調査等、合理的根拠に基づくこととし、また、安定計算を行うに当たっては、地下水位を適切に設定するとともに、地質調査の結果等、合理的な根拠に基づく数値を用い、設計荷重（固定、風圧及び積雪）及び想定される地震発生時の地盤の安定性を考慮して行ってください。一団の斜面であっても、地形、地質、地質構造及び土質が一様でない場合は、その状況に応じた箇所ごとに行ってください。